

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山口市長 伊藤 和 貴

市町村名 (市町村コード)	山口市 (352039)
地域名 (地域内農業集落名)	宮野地区 (河原、石丸、竜花、泉、岩杖、七房、仁保地、大山路、熊坂、上恋路、中恋路、下恋路、住吉)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 3月 25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

「農地」の課題

- ・不整形で小さく、機械が入らない農地が多い。農地の枚数も多い。道路に面していない農地も存在する。
- ・住宅と農地の混住地域で、ほ場が住宅の間に点在しているため、水管理や薬剤・肥料散布が難しく、草が燃やせないところもある。
- ・ソーラーパネルが設置されているところも目立つ。

「人」の課題

- ・耕作者の高齢化が進んでおり、管理できなくなる可能性のある農地が多い。
- ・次の世代の担い手が確保されていない。
- ・土地所有者も高齢化しており、次世代がどのような管理をするか分からない。意向の確認が必要と思われる。
- ・宮野地区は、利用権設定ではなく、農作業受委託契約で耕作されている農地が多数あり、受託していた農家が1戸リタイヤするだけで多くの農地が管理できなくなる可能性がある。
- ・農作業受委託についての相談窓口もしくは仲介組織があると、世代間の移行がスムーズと思われるため、今後検討が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

各農業を担う者は、水稻や露地野菜、多品目等、現在の作目や受委託での経営を進めつつ、将来的な農地利用の在り方等を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	174 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	174 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

当面の間、目標地図の区域において農業上の利用が行われることを基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集積が望ましいほ場については、所有者の意向を確認しながら、担い手へ農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の集約については、可能な限り農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
将来的な農地利用の在り方について、担い手の意向を踏まえて、検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落内外の農業者が経営しやすい環境を整え、経営体を確保・育成していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業における作業負担を軽減する。 効率化が期待できる作業については、積極的に委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--